

別表 1

対象種目	貸与が認められる者 (利用者等告示第 3 1 号のイ)	判断基準 (利用者等告示第 3 1 号のイに 該当する基本調査の結果)
車いす及び車いす付属品 (1) (2) のいずれかに該当する者	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 歩行「3. できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
特殊寝台及び 特殊寝台付属品 (1) (2) のいずれかに該当する者	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり「3. できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「3. できない」
床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器 (1) (2) の <u>いずれにも</u> 該当する者	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または 基本調査 3-2～3-7 記憶・理解のいずれか「2. できない」 または 基本調査 3-8～4-15 問題行動のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 移動「4. 全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く) (1)～(3) のいずれかに該当する者	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 立ち上がり「3. できない」
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「3. 一部介助」または「4. 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—
自動排泄処理装置 (1) (2) の <u>いずれにも</u> 該当する者	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便「4. 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「4. 全介助」

別表 2

医師の医学的な所見	例
i) 疾病などにより、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「利用者等告示第 3 1 号のイ」に該当する者	パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象
ii) 疾病などにより、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「利用者等告示第 3 1 号のイ」に該当することが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
iii) 疾病などにより、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「利用者等告示第 3 1 号のイ」に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避